

# (介護予防)短期入所生活介護重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日 ＞ 現在

## 1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

0982-35-0005 (午前9時～午後6時まで)

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 特別養護老人ホーム ふれあいの里の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	特別養護老人ホームふれあいの里	
所在地	宮崎県延岡市沖田町2240番地1	
介護保険指定番号	介護予防短期入所生活介護	(宮崎県 4570300337号)

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名		業務全般管理	1名
医師			2名	健康管理	2名
生活相談員	介護福祉士等	3名 兼務		相談等	3名 兼務
栄養士	管理栄養士	2名		栄養管理	2名
介護支援専門員	介護福祉士等	3名 兼務		ケアプラン作成	2名 兼務
事務職員	社会福祉士等	3名		経理庶務	3名
介護・看護職員他	看護職員	4名		健康管理	4名
	介護福祉士	22名		介護全般	22名
	初任者研修他	4名		介護全般	4名
	その他	2名		生活全般	2名

### (3) 施設の設備の概要

定員		90名 (短期5名含む)		
居室	4人部屋	12室 (1室39.9㎡)	静養室	1室
	2人部屋	1室 (29.2㎡)	医務室	1室
	従来型個室	10室 (1室13.8㎡)	食堂	3室
	従来型個室	30室 (1室18.0㎡)	機能訓練室	2室 (食堂と兼用)
浴室	一般浴槽2・特殊浴槽3		談話室	2室
			看取りの部屋	1室

### 3 サービス内容

- ① 食 事
- ② 入 浴
- ③ 介 護
- ④ 機能訓練 ※専門的なリハビリ等はありません。日常生活動作における残存機能の活用を行います。
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 理美容サービス
- ⑧ レクリエーション 等

### 4 料 金

#### (1) 基本料金

- ① 施設利用料 1日あたりの自己負担分 ※1割額を表示

	従来型個室	多床室
	令和6年4月1日～	
要支援1	¥451	
要支援2	¥561	

- 1 利用料金については、介護保険負担割合証で示された負担割合でお支払いとなります。
- 2 サービス提供体制強化加算が1日 ¥22、上記料金に加算されます
- 3 看護体制加算が1日 ¥8、夜勤職員配置加算が1日 ¥13、上記料金に加算されます。
- 4 生産性向上推進体制(Ⅱ)加算が月 ¥10、上記料金に加算されます。
- 5 介護職員等処遇改善加算(月利用総単位数の14.0%)が加算されます。

#### ② 食 費

1日あたり ¥1,445  
(朝食 ¥400 昼食 ¥545 夕食 ¥500)

#### ③ 滞在費

1日あたり 従来型個室… ¥1,231  
多床室… ¥915

※②、③については、住所地の市町村窓口への相談により「負担限度額認定」が受けられる場合があります

#### (2) その他の料金

① 送迎費 片道 ¥184

#### ② その他

・上記の他、レクリエーション費用、通院等の送迎などは自己負担となる場合があります。

#### (3) 取消料

無料です。ただし、入所日の前日までには、連絡ください。

#### (4) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

#### (5) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、現金の場合は14日以内に施設窓口でお支払いください。口座自動引き落としの場合は、利用月の翌々月2日とさせていただきます。いずれかでご契約の際に選べます。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用申込

初回のご利用期間決定後、契約を締結いたします。以後のご利用の予約は1カ月前からできます。ご要望の利用期間などについては、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へご相談ください。

#### (2) サービスの終了

##### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

##### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

##### ③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3カ月以上遅延した場合、利用者や家族の方が当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

#### (3) その他

- ・ 利用者の通院については、原則家族対応となります。

## 6 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

利用者が過ごしやすい環境を提供するとともに心のサービスにつとめます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
異性介護職員の有無	○	排泄や入浴など異性の介護職員が介助することもあります
職員への研修の実施	○	毎月1回内部研修会を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	適宜、修正などを行います
介護ロボットの活用	○	眠りスキャン、眠りスキャン・アイを全床設置しています

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・福祉用具の利用 …… 車椅子や歩行器など、必要時にご相談ください。
- ・金銭 …… 持参される場合には、少額程度でお願いします。(売店はございません)
- ・貴重品 …… 緊急時に備え、可能な範囲で医療保険証・お薬手帳をご持参ください。

## 7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	

## 8 事故発生時の対応について

当施設において万一事故が発生した場合、適切に対処し、ご家族に連絡します。入院が必要な重大事故については、保険者に経過報告を速やかに行います。

また、入居者に対する介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

・保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
・保 險 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険



# 同意書

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 宮崎県延岡市沖田町2240番地1  
社会福祉法人ふれあい福祉会

説明者 特別養護老人ホームふれあいの里

\*私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明をうけ、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

\*私は、介護予防サービス計画等を作成し、円滑に実施するために、関係機関に私及び家族に関する必要な情報を伝えることを同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

利用者との続柄 ( )









